

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月27日（月）午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (9人)

会長	1番	星	山	隆	啓
委員	2番	山	本	光	雄
	3番	日	下	正	人
	4番	笠	井	博	美
	5番	國	原	和	彦
	6番	長	江	操	
	8番	森	本	允	補
	9番	大	仲	香	織
	10番	松	長	護	
農地利用最適化 推進委員 (4人)	高樋地区	11番	河	原	功
	嵯峨地区	12番	大	岩	和久
	宮前東地区	13番	池	田	吉信
	宮前西地区	14番	中	野	實

4. 欠席委員 (1人) 7番 大西克史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那
河内村農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 栗原美幸

7. 会議の概要

- 事務局 ただ今から、令和元年度5月総会を開会いたします。
- 会長 はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございました。
- 事務局 本日、大西克史委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
- 出席委員は、10名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
- それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長にお願いいたします。
- 議長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- それでは、8番 森本允補委員、9番 大仲香織委員にお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には、事務局職員の栗原美幸さんを指名いたします。
- それでは、日程第3の議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議案に供します。
- 事務局より、議案第11号の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 議案書の1ページ、2ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案8件でございます。議案第11号は、全て地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。
- 佐那河内村長より令和元年5月16日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が6件、新規の利用権設定の計画が2件で、面積は、8, 904m²です。
- 【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】
- 整理番号1の権利の種類につきましては貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]28番地1、現況 田、367m²、[REDACTED]6番地、現況 田、740m²で、利用目的は水稻です。借賃については、10a当たり15, 700円です。始期は令和元年6月1日から終期は令和6年5月31日の5年契約です。[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは、以前利用権設定をして耕作はされておりましたが、契約の更新の手続きが昨年できておりらず、今回実質再設定となります。1年期間が空いておりますので、新規申請で受付しています。
- 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

- 議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。
- 続いて整理番号3についてですが、農業委員自身に関する事項が含まれております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係する委員はこの議案に関与することができませんので、退室をお願いいたします。
- ([] 委員 退室)
- 整理番号3について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号3の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]さんです。土地の所在地については、[]2番地、現況 田、479m²、[]6番地、現況 田、909m²、[]74番地1、現況 田、531m²で、利用目的は水稻です。借賃については、10a当たり米31.3kgで、全筆で米60kgとなっております。始期は令和元年6月1日から終期は令和6年5月31日の5年契約です。
- 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。
- 補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。
- 11番 場所は、小松島方面に走って園瀬川合流地点があります。落合橋渡って1キロメートルぐらい走りますと[]6があります。入り口は菅沢大橋の手前に農道があります。5つか6つめが現地になっています。[]74-1は寺谷下水処理場がありまして、その隣にポンプ場があります。その前が74-1にあたります。貸し主は兼業農家になっていますが、息子さんは村外で仕事をしており農業はしないという事で、困っております。借り手は自宅がすぐ裏にあり、現状をよく知っています。また水稻栽培をしております。よろしくお願ひします。
- 議長 ただいま説明がありました。ご質問はありますか。
- 議長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。
- ([] 委員 入室)
- 続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号4の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]さんです。土地の所在地については、[]194番地1、現況 畑、381m²で、利用目的は野菜です。借賃については、10a当たり15,750円で、一筆6,000円です。始期は令和元年6月1日から終期は令和2年5月31日の1年契約です。
- 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第

- 18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。
- 補足説明がありましたら、あわせてお願いします。
- 8番 場所は、缶詰工場の少し上です。サルが出るから前はイチゴしてたけど、全然出来ない。高齢で出来ないという事で、1年ごとの更新です。菜の花1年作るという事です。
- 議長 ただいま説明がありました。ご質問はありますか。
- 議長 それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。
- 続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号5の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]
[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]
[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]143番地
1、現況 田、1, 251m²で、利用目的は水稻です。借賃については、10a当たり10, 000円です。始期は令和元年6月1日から終期は令和6年5月31日の5年契約です。
- 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。
- 補足説明がありましたら、あわせてお願いします。
- 3番 場所は、根郷集会所からみまつ方面へ行った田んぼばかりの所です。今現在半分耕作出来て、半分ぐらい出来ていません。[REDACTED]さん体調悪くて息子さんが手伝ってしています。問題無いと思います。
- 議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。
- 議長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。
- 議長 ハウスで水稻しているのですか。
- 3番 いや。これには訳がありまして、[REDACTED]さん、この人が口約束で半分借りてやっていて、今入院しているので手着かずになっています。機械とか全部放ったらかしになっているのですが、片付けて自分で責任持ってやります、との事です。
- 8番 田んぼ作っているのですか。
- 3番 半分ひいて半分はハウスです。
- 8番 息子さん居たらするだろうね。
- 3番 片付けに手間がかかりますけど。
- 議長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。
- 続いて整理番号6について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 整理番号 6 の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さん、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED] 16 番地、現況 畑、474m²で、利用目的はししどう、オクラ、菜の花です。始期は令和元年 6 月 1 日から終期は令和 2 年 5 月 31 日の 1 年契約です。
- 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
- 補足説明がありましたら、あわせてお願いします。
- 9 番 資料 7 ページ。場所は、国道 438 号を神山方面に走りまして、北山西のバス停の方へ園瀬川の方へ曲がって西へ走ったら、仁井田地区の元集落排水の建物があります。今現在菜の花が咲いていますが、終わりかけです。[REDACTED]さん、もともと農家では無いので、1 年ごとにやりたいということです。夏場去年はかぼちゃをやっていましたが、今年は今の所予定は無いので草刈りします。秋になったら菜の花植えて作ります。という事でした。
- 議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。
- 議長 それでは、整理番号 6 について、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、整理番号 6 は原案のとおり決定いたしました。
- 続いて整理番号 7 について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号 7 の権利の種類につきましては貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED] 67 番地 6、現況 畑、900m²で、利用目的は花卉です。始期は令和元年 6 月 1 日から終期は令和 11 年 5 月 31 日の 10 年契約です。
- 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
- 補足説明がありましたら、あわせてお願いします。
- 5 番 地図の 8 ページです。みまつ神社の下に鳥居がある所を道なりに行きます。携帯電話のアンテナがたくさん立っている所です。この辺りに [REDACTED] の畑があって、ここで栽培しています。[REDACTED] は数少ない後継者の一人であります、10 年問題無いと思います。3 人男兄弟のまんなかです。一生懸命農業やっています。よろしくお願ひします。
- 議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。
- 議長 [REDACTED] さんと [REDACTED] さんは親子ですか。
- 5 番 いえいえ。多分親戚関係も無いと思います。名字が一緒というだけです。
- [REDACTED]、[REDACTED] のまんなかです。

8番 10年長いですね。

5番 方はいけると思います。

議長 それでは、整理番号7について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号7は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号8について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号8の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]
[REDACTED]さん、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]
[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]25番地1、
現況 田、547m²、[REDACTED]25番地2、現況 田、604m²、
25番地3、現況 田、238m²で、利用目的は菜の花です。始期は令和元年6月1日から令和3年5月31日の2年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

私が説明します。場所は、地図9ページです。新家から橋渡って右側にずっと行きます。突き当たって90度に曲がる所の下側です。前は[REDACTED]さんが長年借りていたのですが、最近では耕作していないので荒れ地になっています。利用状況調査で話題になっていた所です。[REDACTED]さんは、前期で農業委員されていた方です。

議長 ただいま説明しましたが、何かご質問はありますか。

議長 それでは、整理番号8について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号8は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議案に供します。

事務局より、議案第12号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。議案第12号の農地法第3条第1項の規定による許可申請は、1議案3件で、所有権の移転に関する件です。

整理番号1の譲渡人の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、
申請の理由は後継者への一括贈与であり、譲受人の住所、氏名は、[REDACTED]
[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]28番地、
現況 田、1,659m²、[REDACTED]28番地3、現況 田、743m²、
[REDACTED]35番地1、現況 畑、178m²、[REDACTED]35番地2、現況 畑、1
19m²、[REDACTED]36番地2、現況 畑、175m²、[REDACTED]36番地3、
現況 畑、49m²、[REDACTED]68番地2、現況 田、694m²、
12番地1、現況 田、1,068m²、[REDACTED]9番地2、現況 畑、26
4m²、[REDACTED]15番地1、現況 畑、260m²、[REDACTED]16番地1、現
況 畑、347m²、[REDACTED]58番地、現況 畑、343m²です。

また、本件につきましては、譲受人が取得後の耕作等の事業に供すべき全ての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通勤距離など問題はありません。農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

3番 お父さんから息子さんへの贈与という事で、今勤めに出られていますが、まだ若い。30代ぐらい。問題無いと思います。

議長 相続でなくて贈与というのはとりやすいのですよね。

事務局 生前贈与ですか。特にそういった話は聞いていません。

議長 贈与にしたら兄弟で分割する必要は無いですよね。相続だったらもめるけど。新規就農するのだったら贈与してもらったら良いですよね。

13番 農業者年金も無いのですよね。関係無いのでは。

議長 一般的な話です。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて、整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の譲渡人の住所、氏名は、
[REDACTED] さんで、申請の理由は相手方の要望であり、譲受人の住所、氏名は、
[REDACTED] さんです。土地の所在地については、[REDACTED] 61番地1、現況 畑、677m²です。

また、本件につきましては、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項第3号の規定に基づく特例に該当することから受付しております。資料3の4ページ 5-2の項目のうち、一番下に記載の要件を満たすものです。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

10番 [REDACTED] という店がありまして、それを奥に行ったら行き着きます。上に上がったら大川原方面です。ちょうどそのカーブの所です。現地確認に行つたら、栗と桃と柿とみかんとビワが植わっていました。今の丸がついてる所の右側が20年前に所有権移転されています。荒れていて土が載っています。[REDACTED] に頼んで整地というか畑にして、すだち植えようとしたのですが、名義かわって無い事知らなくて今回に至ったという事です。今、みかんが放置された状態です。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 下限面積が4反足りないという事ですが、農地法というのがあって、施行令のなかで、隣接する農地と一緒にして利用しなければ、その利用が困難であると認められる時は、権利取得が認められるという特例があるようです。今

回はそれに該当するという事です。この人は一応、農家で登録された人ですよね。

事務局 議長 農地台帳には登録されています。

新しく入ってきた場合に、荒れ地で整備出来てない場合は4反無くとも出来るようなことがありますので。移住者でどうしても農地が欲しいという方いたら、農業委員会に話を持ってきていただいて、条件によっては4反なくとも出来る場合ありますので。

議長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて、整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3の譲渡人の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、申請の理由は後継者への部分贈与であり、譲受人の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]83番地3、現況 畑、2, 251m²、[REDACTED]83番地5、現況 畑、228m²、[REDACTED]83番地6、現況 畑、2, 479m²です。

また、本件につきましては、譲受人が取得後の耕作等の事業に供すべき全ての農地を利用するここと、労働力、機械、技術、通勤距離など問題はありません。農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

議長 補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

2番 場所は、[REDACTED]さん上のみかん枯れて新しい苗植えた所です。

お父さんは百姓してます。娘さんは見たことないのですけど、[REDACTED]さん。部分贈与されるということです。

事務局 申請を受けた時の話では、県外に居た娘さんが帰ってきて就農されると。現在の面積はゼロですけど、一部でも4反をこえているので下限面積クリアしていて、お父さんに教えてもらいながら農業されるということ聞いています。

2番 長男いますよね。長男いるのに娘さん。

事務局 そこまではちょっと。

10番 長男は車関係の仕事してます。

2番 この土地って、根抵当入ってますか。外さなくて良いのですか。

事務局 この場合は、親子間の贈与なので根抵当権はそのままついてくるというか、そのまま出来るのですけど、そのかわり農協が債権を執行した場合は贈与を受け取ったり、売買で手に入れたとしても権利は無くなってしまうというので、他人間で根抵当権を外してから契約をするのですけど、今回は親子間なので、間に司法書士さん入ってくれているのですけど、本人、娘さんも了承いただいています。

整理番号1の[REDACTED]さんも、根抵当権設定されています。本人ご了承い

ただいています。

- 2 番 本人亡くなつた場合はどうなるのですか。
13番 相続したものはそのまま。何もかもついてきます。
2 番 抜けるのなら、抜いておいたら。
事務局 所有者かわりましたというのは、所有者になった方から債権者の方に通達していただいて。
議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。
議 長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議 長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。
議 長 次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。
事務局 報告はありません。
議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年5月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 森本 允補

佐那河内村農業委員会委員 大仲 香織